

平成27年2月16日

第66回 神戸市個人情報保護審議会

兵庫区ハートンあんしん登録制度の実施に伴う
電子計算機処理について

(兵庫区)



神兵保健第1852号

平成27年2月16日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

担当：兵庫区保健福祉部健康福祉課

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【登録情報】

緊急時の連絡先：氏名、住所、電話番号、本人との続柄

将来後見人になってほしい人：氏名、連絡先、続柄

◎かかりつけ医療機関・科

◎要介護認定情報：無・有（要支援・介護度）



神兵保健第1852号
平成27年 2月16日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：兵庫区保健福祉部健康福祉課

兵庫区ハートンあんしん登録制度のシステム化について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【登録情報】

本人氏名

生年月日

住所

電話番号

顔写真

緊急時の連絡先：氏名、住所、電話番号、本人との続柄

◎かかりつけ医療機関・科

将来後見人になってほしい人：氏名、連絡先、続柄

◎要介護認定情報：無・有（要支援・介護度）

兵庫区ハートンあんしん登録制度の実施に伴う電子計算機処理について

1 趣旨

市内で比較的高齢化が進行している兵庫区（高齢化率：神戸市25.2%兵庫区28.5%、H26年4月末現在）では、認知症への対応だけでなく、単身・高齢者のみの世帯が多いことや身寄りのいない高齢者も多いことから、日頃からの見守りを含めた高齢者施策全般にわたる取り組みを推進する必要がある。とりわけ、現在の要支援者に加え、将来、認知症を発症し、判断力や記憶力が低下した場合の徘徊等の行動障害や、その他急病時等、緊急時における行政や関係機関、地域の連携に根ざした日頃からの備えが急務となっている。

「ハートンあんしん登録制度」は、平時から、本人の意思で上記対応に必要な情報をあらかじめ区役所健康福祉課あんしんすこやか係（以下「区」という。）へ登録することで、関係機関の協力のもと、行方不明時や安否不明時の早期発見・対応をはじめ、自身の身体状況や身寄りがいないことで高齢者が有する不安をできるだけ解消し、住み慣れた地域で安心して暮らせるための高齢者見守り諸施策の一環として新たに実施する。

2 概要

(1) 対象者

本制度への登録を希望するおおむね65歳以上の兵庫区在住者

(2) 募集方法

- ・ 広報紙KOBE（区民版）
- ・ 区並びに民生委員、あんしんすこやかセンター職員等の見守り関係者による登録勧奨

(3) 登録方法

登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、情報提供等同意欄に記入のうえ、顔写真を添えて区へ提出する。

申込者には、登録内容の確認を行ったうえで、登録証・キーホルダーを交付する。

(4) 情報収集の内容

- ・ 本人氏名 生年月日 住所 連絡先（電話番号） 顔写真
- ・ 緊急時の連絡先 氏名 住所 連絡先（電話番号） 本人との続柄
- ・ かかりつけ医 連絡先（電話番号）
- ・ 要介護認定情報
- ・ 将来後見人になってほしい人の氏名 連絡先（電話番号） 本人との続柄

(5) 情報の入力・保管

区は登録者全員の情報を登録制度申込書（様式第1号）から表計算ソフトウェアで作成した名簿入力フォームへ入力を行い、登録情報に変更があればその都度更新入力を行う。

(6) 情報共有の同意

本人から収集した情報は、必要な時（安否不明時・行方不明時・身元不明者発見時、急病等緊急時）に、関係機関（*）に個別に必要な情報のみを提供して、適切な対応ができるように活用する。この関係機関への情報提供の範囲については、登録時に本人の同意を得るものとする。

* 関係機関

登録している緊急時の連絡先・区社会福祉協議会・警察・消防・かかりつけ医・民生委員・あんしんすこやかセンター・介護保険事業所・兵庫区高齢者みまもり応援団・見守り協力事業者

(7) 事案発生時の対応

① 安否不明時：自宅内で倒れているかもしれない場合

知人・地域住民・関係機関から相談があれば、区は登録番号をもとに登録情報と照会し、家族・後見人・緊急連絡先のほか必要な関係機関へ連絡し、本人の安否を確認する。

② 行方不明時：徘徊・連絡が取れなくなった場合

家族・後見人から事案発生時の連絡があれば、区は登録番号をもとに登録情報と照会し、直ちに様式第3号に記入、警察と連携のうえ、必要な関係機関へ情報提供し捜索の協力を得る。本人の身柄を確保した時点で関係機関へ対応終了の連絡を行い、対応は終了とする。

③ 身元不明者発見時：地域で徘徊者や急病など気になる高齢者を発見した場合

関係機関・地域住民から身元不明者の連絡があれば、状況に応じ、警察・消防への連絡を依頼するとともに、区は直ちに登録情報と照会し、警察と連携のうえ、家族・後見人・緊急連絡先に連絡を取る。

(8) 情報の更新

本人は、登録内容に変更が生じた場合や登録解除を希望する場合に、随時、区に連絡する。

また、区は、年1回、訪問・面接・文書等により本人の状況確認や登録内容に変更がないかを確認する。

3 効果

(1) 認知症や身体状況等の変化を早期に発見・対応することができる。

登録者に対して、区が、認知症の初期症状等が疑われるような状況の変化がないか年1回定期的に確認を行うことで、万が一の場合の早期発見・早期対応につなげることが可能となる。

(2) 認知症に伴う徘徊やその他急病等、緊急時における安全・安心を確保できる。

登録情報や身近に装着できる登録証・キーホルダーにより、徘徊時等迅速な身元確認が可能となるとともに、必要な医療や介護サービス、その他の支援制度の円滑な利用につなげることが可能となる。

(3) 電子計算機処理することにより、多数の申し込みが見込まれる登録情報の登録時や更新時の入力、管理・統計処理を簡易で迅速に行える。検索時など緊急事案発生時においては、早期対応が可能となり、電子計算機処理は必要不可欠である。

4 スケジュール

～平成27年2月 実施準備（名簿入力フォーム作成・テスト、警察等関係機関との調整、広報準備等）

平成27年3月～区民版ホームページへ掲載、募集案内の配布および関係機関への周知・協力依頼
登録開始

5 登録見込み件数

兵庫区高齢者人口約31,000人（26年4月末）のうち、希望者

6 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

統合管理PCを限定して使用し、その使用にあたっては、職員証及びパスワードによる認証を行い、PCの操作を関係職員に限定する。

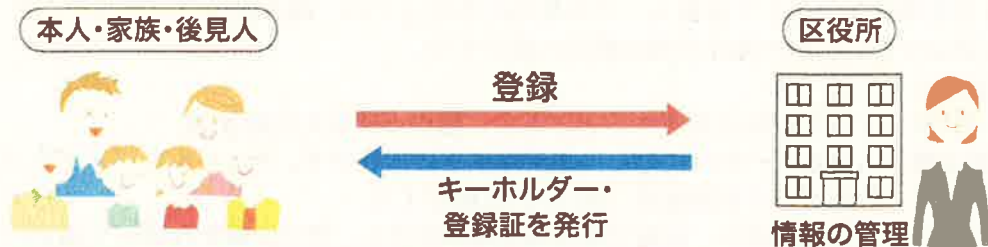
(2) 運用上の保護

- ① パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ② 個人情報に係るデータはPCのハードディスクに保存せず、ファイルにパスワードを設定して外部データ記録媒体（CD-RW）に保存する。
- ③ 外部データ記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管し、管理台帳を作成して適正に管理する。また、個人情報が記録された関係書類もキャビネットに施錠保管するなど、適正に管理する。
- ④ 保有する必要がなくなったデータは直ちに消去し、外部データ記録媒体はデータシュレッダーなどで記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ⑤ 保存年限が経過した関係書類は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑥ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

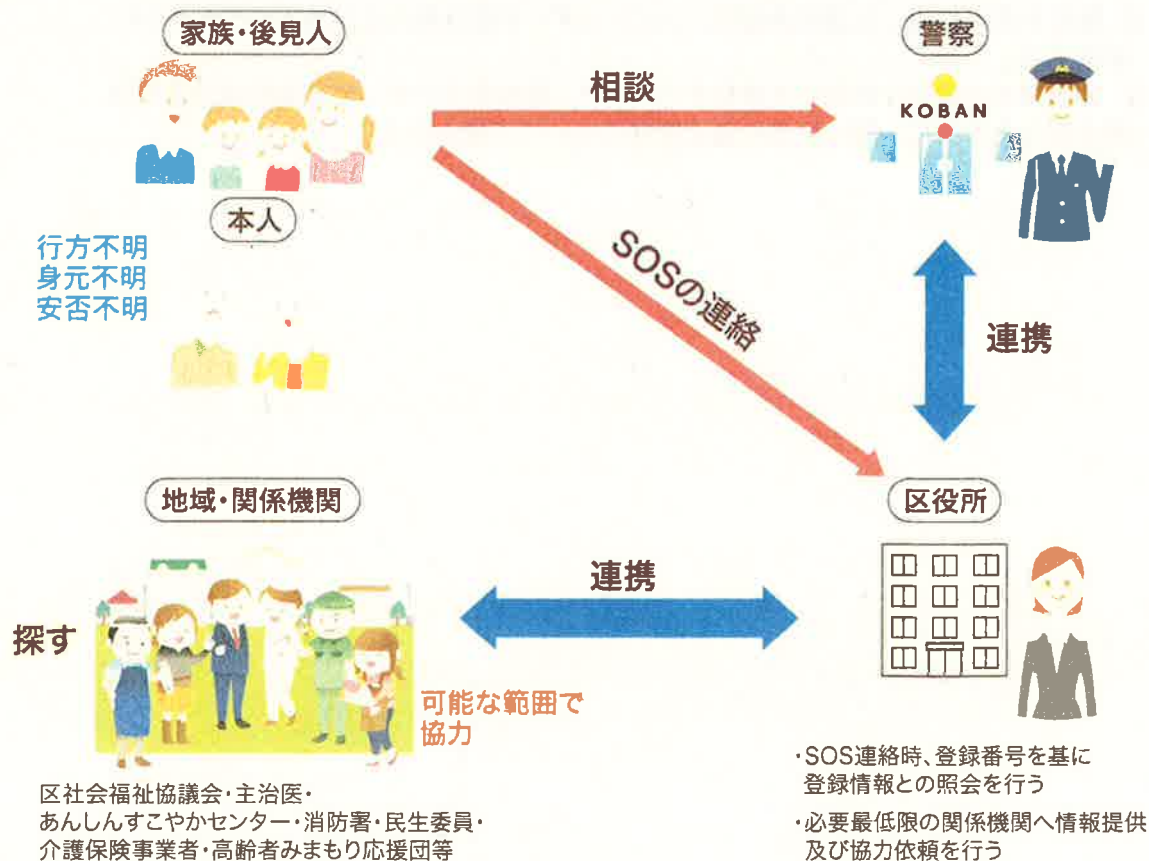
ハートンあんしん登録制度のご案内

将来への不安(孤立死や認知症等)をもつ兵庫区の高齢者が、事前に必要な情報を登録することで、「行方不明」になったときに、できるだけ早く発見し保護できるようにする仕組みです。
区役所、警察、地域の関係機関等と一緒に協力し、取り組みます。

①事前登録



②SOS発生時の対応



お申込み・お問い合わせは

兵庫区保健福祉部健康福祉課あんしんすこやか係

TEL:078-511-2111(代表)



兵庫区 ハートンあんしん登録について

登録すると・・・

- ①家族や近隣の人、関係機関より行方不明や身元不明者発見の連絡があった際、登録していただいた情報と照合します。
- ②登録情報と行方不明になった際の情報をもとに、関係機関に情報をメール等で配信し、捜索協力を依頼します。

1. 対象者

兵庫区内に住む概ね65歳以上の方

2. 登録方法

- ①登録は、**兵庫区役所**でできます。
- ②登録書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。その際、**写真**が必要です。ご持参ください。(顔がはっきりわかるもの。4.5×4.5cm程度)
- ③申請は、本人、ご家族、成年後見人からの申し出によります。
- ④登録が終わりましたら、登録証とキーホルダーをお渡しします。キーホルダーはカバンなどいつも持ち歩くものに着けておいてください。
- ⑤年1回変更事項がないか申請者にお手紙等で確認をさせていただきます。



3. もしも、行方不明になったら・・・

- ①あわてずに **兵庫警察署に連絡し捜索願を出しましょう。**

兵庫警察署 TEL 078-577-0110

- ②開庁時間に、**兵庫区役所健康福祉課あんしんすこやか係**に連絡をしてください。

兵庫区役所 TEL 078-511-2111(代表)

- ③発見されれば、警察より家族のもとへ連絡がありますので、お迎えに行ってください。

※個人情報、神戸市個人情報保護条例に基づき厳正に取り扱いますので、安心してご利用ください。

兵庫区ハートンあんしん登録制度申込書(新規・変更) 登録番号

記入日: 年 月 日

フリガナ		
氏名	(男・女)	
住所	兵庫区	
電話番号(自宅・携帯)		
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	
緊急連絡先①	氏名 続柄()	
	電話番号: ①自宅 ②携帯 住所:	
緊急連絡先②	氏名 続柄()	
	電話番号: ①自宅 ②携帯 住所:	
かかりつけ医療機関	電話番号	要介護認定
主治医名	科 医師名	無
かかりつけ医療機関	電話番号	有: 要支援
主治医名	科 医師名	要介護
将来後見人になってほしい人※最終的には家庭裁判所が判断します	無・有 [氏名 続柄() 連絡先]	

情報提供等同意欄	登録情報は、本システムの目的に基づき、区役所によって必要と判断された場合に、情報提供とともに、緊急対応することに同意します。(本人が署名できない場合は、本人の了解を得て、家族が本人署名欄を代筆の上、代筆者氏名も記入してください)	
	本人署名	
	代筆者氏名 (続柄)	

区役所記入欄 [センター名]

台帳登録			
介護保険認定	無・有(要支援 要介護)		
	障害高齢者日常生活自立度 : 自立・J・A・B・C		
	認知症高齢者日常生活自立度: 自立・I・II・III・IV・M		
あんしん登録番号	登録証等配布	済・未	
備考			

※登録は1年更新。

兵庫区高齢者みまもり応援団登録票(新規・変更・廃止)

記入日: 年 月 日

「兵庫区高齢者見守りネットワーク」事業の趣旨に賛同し、知り得た個人情報保護するとともに本事業の目的以外に使用しないことを承諾し、下記の通り関係機関として登録します。

フリガナ		業種	※下記からお選びください
事業所名			
所在地			
フリガナ			
ご担当者名			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			
営業時間			
定休日			
ホームページ等	高齢者みまもりマップ掲載	可	不可
	ホームページ掲載	可	不可
備考			

※業種 1 医療機関 2 薬局 3 介護保険関連 4 郵便局・銀行 5 店舗 6 コンビニ・スーパー 7 飲食店
8 理髪店 9 新聞店 10 会社 11 警察 12 その他

区役所・あんしんすこやかセンター記入欄

あんしんすこやかセンター名	
整理番号No.	
受付日	

兵庫区ハートンあんしん登録行方不明者・発見者情報票

探しています ・ 見つかりました

依頼日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分		
行方不明時状況	年 月 日 午前・午後 時頃～ 町 丁目付近で行方がわからなくなる		
行方不明者状況	町在住 歳代(男性 ・ 女性)		
氏名			写真
本人の特徴	身長	cmくらい	衣装
	体格	やせ・普通・ふくよか	持ち物
	頭髪		その他
	眼鏡	あり(色) ・ なし	
	姿勢	良 ・ 悪 (腰が曲がっている ・ 麻痺がある ・ その他)	
特記事項			

①迷わずすぐに連絡しましょう。②中間報告を入れましょう。③最終結果を入れましょう。

※発見した場合：兵庫区役所健康福祉課(TEL:511-2111)と兵庫警察署生活安全課(TEL:577-0110)へ連絡してください。

※兵庫区役所健康福祉課は開庁時間内の対応になります。ご了承ください。

【解除の連絡】

発見日時	年 月 日 (曜日)
発見場所	
連絡者	
特記事項	